

3月の税務最新情報

担当：許海波・于洋

【建設業、不動産業、金融業、生活サービス業の4業種も「营改増」の対象に】

3月18日の国務院常務会議において、今年5月1日から「营改増（課税項目を営業税から増値税へ移行する税制改革）」に上記4業種を新たに取り込むことを明らかにしました。また同日、中国財政部と国家税務総局はこれらの業種の増値税率について、建築業と不動産業は11%、金融業と生活サービス業は6%に設定する旨を発表しました。

営業税は収入の総額に課税される税金ですが、増値税は基本的に仕入税額部分を売上税額から控除できることから、付加価値部分（増値部分）だけが課税対象となります。そのため税率の数字上は5%から6%または11%になりますが、企業にとっての税負担は営業税に比べて軽減される仕組みになっています。これによる減税効果は2016年初年度で5,000億人民元程度になる見通しです。

業種	営業税税率	营改増後の増値税税率
建設	3%	11%
不動産	5%	11%
金融保険	5%	6%
生活サービス	5%	6%

今回の税制改革により増値税の一般納税人である企業が、不動産関連の費用、金融サービス関係の費用、生活サービス関連（飲食・宿泊）の費用として支払った費用に含まれる増値税は、自社の売上増値税から税額控除することができるようになるため企業にとっての減税効果が期待されます。

【政府性基金免除の範囲拡大】

《財政部と国家税務総局の政府性基金支払免除の範囲拡大に関する通知》
(財税【2016】12号)

1月27日に開催された国務院常務会議の決定により、流通税附加費（教育費附加・地方教育費附加・水利建設基金等々）の免税の範囲を、これまでの「月間課税売上高3万元以下（四半期ごとに申告を実施する企業については、四半期課税売上高9万元以下）の増値税小規模納税者と営業税課税事業者」から、2月1日以降については、「月間課税売上高が10万元以下（四半期ごとに申告を実施する企業については、四半期課税売上高30万元以下）の増値税小規模納税者と営業税課税事業者」についても支払いを免除されることになりました。なお、流通税附加税である「都市維持建設税」の免税対象は「課税売上高3万元以下の増値税小規模納税者または営業税課税事業者」です。

【納税信用ランク A 級の納税者に対する増値税発票認証手続きの取消】

国家税務総局は、2016 年 3 月 1 日から、納税信用ランクが A 級の納税者については、増値税仕入れ税額控除の手続きとしての、発票の認証手続きについて、従来のスキャナーによる認証手続きまたは税務局に発票原本を持ち込んでの認証手続きによらず、増値税発票税金制御発票発行ソフトを使って、所轄地域の増値税発票調査プラットフォームにアクセスして、新税額控除または輸出税金還付申告に使用可能な増値税発票情報を確認したうえで増値税申告ができるようになりました。

この増値税発票調査プラットフォームにより対応する初票情報が確認できない場合には、従来のスキャナーの方法での認証手続きを行うことになります。

これにより発票の認証手続きの手間がセーブできることになることが期待されます。

以上